

福岡市技能職団体連合会会則

(名称)

第1条 この会は、福岡市技能職団体連合会と称する。

(目的)

第2条 福岡市技能職団体連合会（以下「本会」という。）は、技能職者の技能及び社会的経済的地位の向上を図ることにより、福岡市の産業及び地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 技能職者の技能の向上及び振興に関すること
- (2) 技能職後継者の育成に関すること
- (3) 技能職者の福祉の向上を図ること
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(会員)

第4条 本会は、福岡市又は福岡都市圏広域行政区域に事業所を置く技能者の団体の代表者をもって構成する。

(会員資格の取得)

第5条 本会の会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、常任理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第6条 本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、会員（第11条第3項の規定により常任理事に就任する福岡市職員を除く。）は総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

2 既に納入した会費については、返還しないものとする。

(任意退会)

第7条 会員は、その理由を付した退会届を会長に提出し、当該退会届が受理されたときは、退会することができる。

(除名)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員の総数の4分の3以上の多数の同意による総会議決によって、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この会則その他の規則に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第9条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失する。

- (1) 第6条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (2) 総会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(総会)

第10条 本会の意思決定機関として、総会を置く。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、構成員の過半数の出席によって成立する。

(役員)

第11条 本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 4名以内
 - (3) 常任理事 若干名
 - (4) 監事 2名以内
- 2 会長及び副会長は、常任理事の中から互選する。
 - 3 常任理事のうち1名は、福岡市職員をもって充てることとし、他の常任理事及び監事は、会員の中から互選する。
 - 4 役員任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、任期途中で交代するときは、残任期間とする。

(役員職務)

第12条 会長は、会を代表し、会務を掌理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代行する。
- 3 監事は、会の会計を監査する。

(顧問及び相談役)

第13条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、総会の承認を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の要請により会議に参加する。

(総会の招集)

第14条 総会は、年1回以上開催し、会長が招集する。ただし、会長が欠けて

いるときは、副会長が招集することができる。

2 総会の議長は、会長をもってこれに充てる。

(総会の議決)

第15条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 常任理事及び監事の選任又は解任
- (3) 事業計画及び予算
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 会則の変更

2 総会の議事は、出席会員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会員が総会に出席できない場合、他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。また、予め通知された事項について書面をもって議決することができる。

4 前項の場合における第10条第3項の規定については、総会に出席したものとみなす。

(常任理事会)

第16条 本会に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長及び常任理事で構成し、必要の都度、開催する。

3 常任理事会は、構成員の過半数の出席によって成立する。

4 常任理事会の議長は、会長をもってこれに充てる。

5 常任理事会は、次の事項を審議し、決定する。

- (1) 常時の会務運営に必要な事項
- (2) 総会において委任された事項
- (3) その他会長が必要と認めた事項

6 監事は常任理事会に出席し、発言することができる。

7 常任理事会の議決は、前条第2項、第3項、第4項の規定を準用する。

(事業部会)

第17条 本会の事業の企画及び研究を行うため、事業部会を置く。

2 事業部会の委員は、会員から推薦された者の中から会長が任命する。

3 事業部会の代表者は、当該事業部会の委員の中から互選する。

4 事業部会の代表者は、常任理事会に出席し、発言することができる。

5 部会の組織、運営に関する事項は、別に定める。

(会計)

第18条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれに充てる。

2 会費は、年間会費とし、額及び納入方法等は、別に定める。

(会計年度)

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事業計画及び予算)

第 20 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度、会長が調整し、総会の議決を経なければならない。

- 2 各会計年度の歳出予算における支出残額は、翌年度に繰り越さず、負担金負担団体に対し返還することを原則とする。ただし、総会がやむを得ないと認めるときは、この限りでない。

(損害賠償)

第 21 条 会員は、本会の運営に係る活動に当たり、その責めに帰すべき事由により第三者に損害を与えたときは、速やかにその旨を会長に連絡し、その損害を賠償しなければならない。

- 2 前項に規定する損害賠償は、当該損害を与えた者の負担により行わなければならない。

(解散)

第 22 条 本会を解散するときは、会員の総数の 4 分の 3 以上の多数の同意による総会議決を要する。

(残余財産の処分)

第 23 条 前条の解散の時に残余財産があるときは、会員の総数の 4 分の 3 以上の多数による議決をもって、その処分の方法を決するものとする。

(事務局)

第 24 条 本会に事務局を設け、庶務、会計その他の事務を処理する。

- 2 前項の事務局は、福岡市博多区博多駅前二丁目 9 番 28 号 福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課内に置く。
- 3 事務局の組織及び運営に必要な事項は、福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課と協議の上、会長が別に定める。

(経理)

第 25 条 本会の経理に関する事務の取扱いについては、福岡市経済観光文化局総務・中小企業部地域産業支援課と協議の上、会長が別に定める。

(協議)

第 26 条 会員は、事業実施に当たり問題が生じたときは、速やかに情報を共有して協議し、信義に従い誠実に解決を図らなければならない。

(個人情報・情報資産の保護)

第 27 条 会員は、この会則に基づく事業を実施するに当たっては、個人情報及び情報資産の取扱いについて、関係法令及び別紙の個人情報・情報資産取扱特記事項を遵守しなければならない。

(委任)

第 28 条 この会則に定めるもののほか、本会の運営上必要な事項は、会長が常任理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

(会員資格の取得の特例)

令和 2 年 3 月 31 日に一般社団法人福岡市技能職団体連合の正会員であった者は、第 5 条の規定にかかわらず、本会の会員の資格を取得する。

(施行期日)

この会則は、本会設立の日（令和 2 年 4 月 1 日）から施行する。

この会則は、令和 3 年 6 月 3 日から施行する。

別紙「個人情報・情報資産取扱特記事項」

1 基本的事項

会員は、本会の運営及び事業実施に当たっては、個人情報（個人番号及び特定個人情報を含む。）及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なうことのないよう、個人情報及び情報資産を適正に取り扱わなければならない。特に個人情報については、その保護の重要性を認識し、適正に取り扱わなければならない。

2 定義

(1) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

(2) 個人番号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「番号法」という。）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。

(3) 特定個人情報

個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 13 号に規定する住民票コードをいう。）以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。

(4) 情報資産

次に掲げるものをいう。

- ・ネットワーク、情報システム及びこれらに関する設備、電磁的記録媒体
- ・ネットワーク及び情報システムで取り扱う情報（OAソフトウェアで取扱われるファイルを含む）並びにそれらを印刷した文書
- ・ネットワーク及び情報システムに関連する文書

(5) 機密性

情報の利用を認められた者だけがその情報を利用することができることをいう。

(6) 完全性

情報が破壊、改ざん又は消去されていないことをいう。

(7) 可用性

情報の利用を認められた者が、必要な場合に中断されることなく、情報を利用することができることをいう。

3 秘密保持

会員は、本会の運営及び事業実施等に係る個人情報並びに情報資産及び情報資産に関する情報を他人に知らせてはならない。会が解散された後においても同様とする。

4 従業者の監督等

会員は、その従業者に本会の運営及び事業実施に係る個人情報及び情報資産を取り扱わせるに当たっては、従業者を管理するとともに当該個人情報及び情報資産の安全管理が図られるよう、次に掲げる事項を周知し、その他必要かつ適切な監督及び教育を行わなければならない。

- ・本会の運営及び事業実施に係る個人情報及び情報資産について、その適正な取扱い及び機密性、完全性、可用性の維持に必要な事項を遵守すること。
- ・個人情報を正当な理由なく利用したり、他人に提供したり、盗用した場合、福岡市個人情報保護条例及び番号法に規定する罰則が適用される場合があること。
- ・上記の各事項は、本会の運営及び事業実施に従事中のみならず、従事しなくなった後も同様であること。

5 作業場所の制限

会員は、定められた履行場所以外で本会の運営及び事業実施に係る個人情報及び情報資産を持ち出し、又は取り扱ってはならない。ただし、会長または事務局の承認があるときは、この限りではない。

6 収集に関する制限

会員は、本会の運営及び事業実施に当たって個人情報を収集するときは、この契約の目的を達成するため必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

7 使用及び提供に関する制限

会員は、本会の運営及び事業実施以外の目的のために本会の運営及び事業実施に係る個人情報及び情報資産を利用し、又は第三者へ提供してはならない。ただし、事務局の書面による承認があるときは、この限りではない。

8 安全確保の措置

会員は、本会の運営及び事業実施に係る個人情報及び情報資産の適切な管理のために、事務局が求める個人情報保護及び情報セキュリティの体制を備えるとともに、その他必要な措置を講じなければならない。

9 複写、複製又は加工の制限

会員は、本会の運営及び事業実施に係る個人情報及び情報資産が記録された

文書、電磁的記録等を複写、複製又は加工してはならない。ただし、事務局の書面による指示又は承認があるときは、この限りではない。

10 再委託の制限

会員は、本会の運営及び事業実施に係る個人情報及び情報資産については、原則として自ら取り扱うものとし、第三者に当該個人情報及び情報資産の取扱いを委託してはならない。ただし、会長又は事務局の承認があるときは、この限りでない。なお、事務局の承認により第三者に委託する場合は、当該第三者に対して、特記事項に規定する個人情報及び情報資産の取扱いの義務を遵守させるものとする。

11 会解散時の返還、廃棄等

会員は、本会が解散されたときは、本会の運営及び事業実施に係る個人情報及び情報資産を、事務局の指示に従い、事務局に返還し、若しくは引き渡し、又はその廃棄、消去等を行わなければならない。なお、廃棄又は消去等をしたときは、廃棄又は消去等を行った旨の証明書を提出しなければならない。

12 報告及び監査・検査の実施

事務局は、会員における本会の運営及び事業実施に係る個人情報及び情報資産の取扱いの状況について、遵守を確認するため、定期的に報告を求め、必要に応じて監査又は検査をすることができる。

13 事故等発生時の報告

会員は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう、又は損なうおそれのある事故並びに欠陥及び誤動作を発見したときは、直ちに会長及び事務局に報告し、会長及び事務局の指示に従わなければならない。

14 事故等発生時の公表

事務局は、個人情報及び情報資産の機密性、完全性、可用性を損なう事故等が発生した場合、市民に対して適切な説明責任を果たすために必要な当該事故等の情報の公開を行うことができる。